

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 井上 明夫

1 日 時

平成30年9月19日（水） 午後1時32分から
午後4時00分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

井上明夫、吉岡美智子、井上伸史、近藤和義、阿部英仁、原田孝司、馬場林

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 和田雅晴、企画振興部長 岡本天津男、
国民文化祭・障害者芸術文化祭局長 土谷晴美 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第86号議案のうち本委員会関係部分及び第88号議案から第91号議案までについては、可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 公社等外郭団体の経営状況等について、大分県長期総合計画の実施状況について、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の準備状況についてなど、執行部から報告を受けた。
- (3) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 課長補佐（総括） 佐藤晋一
政策調査課調査広報班 主査 濱田誠吾

総務企画委員会次第

日時：平成30年9月19日（水）13：30～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 総務部関係

13：30～14：10

(1) 付託案件の審査

第 86号議案 平成30年度大分県一般会計補正予算（第2号）

（本委員会関係部分）

第 88号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

第 89号議案 大分県地方行政機関設置条例等の一部改正について

第 90号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(2) 諸般の報告

①公社等外郭団体の経営状況等について

②公益財団法人大分県自治人材育成センターの経営状況を説明する書類の提出について

③大分県税条例施行規則の一部改正について

(3) その他

3 企画振興部関係

14：10～15：10

(1) 付託案件の審査

第 86号議案 平成30年度大分県一般会計補正予算（第2号）

（本委員会関係部分）

第 91号議案 美術品の取得について

(2) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の経営状況を説明する書類の提出について

③公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の平成29事業年度の業務実績及び中期目標期間の業務実績に関する評価結果について

④公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団の経営状況を説明する書類の提出について

⑤大分高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

⑥大分航空ターミナル株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

⑦公益社団法人ツーリズムおおいたの経営状況について

⑧株式会社別府交通センターの経営状況について

⑨株式会社サン・グリーン宇佐の経営状況について

⑩株式会社大分フットボールクラブの経営状況について

⑪一般財団法人大分県自動車会議所の経営状況について

(3) その他

4 国民文化祭・障害者芸術文化祭局関係

15:10～15:50

(1) 諸般の報告

①国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の準備状況について

(2) その他

5 協議事項

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

井上（明）委員長 ただいまから総務企画委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回、付託を受けました議案5件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより、総務部関係の審査に入ります。

まず、第86号議案平成30年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、総務部関係部分について、執行部の説明を求めます。

和田総務部長 初めに私の方から一言御挨拶と、本日審査をお願いしている案件等について概括的に御説明を申し上げたいと思います。

まず、それに先立ちまして、このたび、8月29日に生活環境部の職員が収賄容疑で逮捕されました。災害からの復旧・復興や大分県版地方創生に向け、職員が一丸となり職務にあたっている中、職員が逮捕されるという事態に至りましたことは誠に遺憾であり、県民の県政に対する信頼を損なったことにつきまして、ここに深くおわび申し上げます。

これまでも、県職員は県民の奉仕者としての立場を十分自覚し、常に公務員としての節度を保ち、私事も含めて信用を失墜させる行為を行うことのないよう、ことあるごとに指導したところではありますが、今後より一層の綱紀粛正と服務規律の保持を徹底してまいります。

それでは、本日の委員会では、付託案件として、7月豪雨災害からの復旧・復興に向け必要な経費を追加するとともに、倒壊の危険性があるブロック塀の撤去などプラン2015の施策推進に要する経費を計上した平成30年度大分県一般会計補正予算案のほか、前回の委員会で報告させていただきました佐伯・豊後大野両県税事務所の廃止などの県税事務所の再編に係る関係条例の改正案など4件の審査をお願いします。

その後、諸般の報告として、平成29年度の公社等外郭団体の経営状況等の全体の概要につ

いて、そして、当部が所管しています公益財団法人大分県自治人材育成センターの経営状況について、最後に大分県税条例施行規則の一部改正についての3件を報告させていただきます。

このうち、大分県税条例施行規則の一部改正については、関係団体の要望等を踏まえ、社会福祉法人等に係る自動車税の課税免除の対象事業を拡大するものです。

各事項の詳細については、それぞれ担当する所属長から説明させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

佐藤財政課長 それでは、第86号議案平成30年度大分県一般会計補正予算（第2号）の歳入全般と総務部関係の歳出について御説明させていただきます。まず、議案書の1ページをお開きください。

今回の補正額は第1条のとおり54億5,021万2千円の追加でして、累計の予算額は6,244億6,731万円となります。

補正予算案の主な内容について、別途お配りしています総務企画委員会資料の1ページの中ほど1補正概要のとおり、（1）7月豪雨災害復旧・復興対策として14億4,579万5千円を、また、（2）「安心・活力・発展プラン2015」の取組として14億9,843万1千円を計上するとともに、（3）その他のとおり、29年度決算で生じた剰余金の一部25億598万6千円を財政調整用基金などへ積み立てるものであります。

次に、歳入について説明いたします。平成30年度補正予算に関する説明書の1ページをお開きください。

今回補正いたしますのは、一番下の第7款分担金及び負担金左から3列目の補正額1,444万3千円から、次のページの下から2番目、第15款県債の17億4,300万円までを合わせた合計で、一番下の歳入合計欄のとおり54億5,021万2千円となります。

その内訳について説明します。5ページをお開きください。

第7款分担金及び負担金1,444万3千円は、7月豪雨災害復旧のため実施する急傾斜地崩壊対策事業の市町村負担金でございます。

7ページをお開きください。第9款国庫支出金1億9,949万5千円について、主なものは、第2項国庫補助金の上から2番目第10目災害復旧費国庫補助金1億8,432万3千円でございます。これは7月豪雨災害復旧のため実施する漁港災害復旧事業に伴うものです。

次に9ページをお願いします。第12款繰入金につきましては、県有施設整備等基金をブロック塀等緊急安全対策事業に4億2,700万円、産業廃棄物税基金を7月豪雨災害復旧のため実施する海岸漂着物地域対策推進事業に699万円充当するものです。

次に11ページをお開きください。第13款繰越金30億5,928万4千円については、29年度の決算剰余金を計上しております。

続きまして13ページをお開きください。第15款県債17億4,300万円について御説明します。

第1目総務債7,100万円は県央飛行場機能強化事業に充当するものです。その下の第4目土木債の道路債、河川債、砂防債及び第7目災害復旧債については、7月豪雨災害の復旧事業に充当するものです。その他の教育債などは、県立学校など県有施設のブロック塀の緊急安全対策事業に充当するものです。

次に、総務部関係の歳出について、御説明いたします。39ページをお開きください。

第13款諸支出金第1項積立金は、条例に基づき29年度決算剰余金の3分の1相当額である10億1,979万5千円を、財政調整基金及び減債基金にそれぞれ積み立てるほか、今後の県有施設の計画的保全に備え、一番下の県有施設整備等基金に4億6,639万6千円を積み立てるものです。

井上（明）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかございましたら聞かせていただきたいと思います。特に

ありませんでしょうか。

井上（伸）委員 このブロック塀を今度、何に替えるんですか。

佐藤財政課長 内容的には、種々場所によって異なると思いますけれども、ブロック塀を低くして、その上にアルミ等の目隠しをするような。必要な場合は目隠しのパネルを置くとか、もしくは、ブロック塀で全体的に高さを抑えて、ブロック塀でやるところはブロック塀をきちんとした基準に基づいて作るとか。あるいは、撤去してしまうとか、各場所によっていろいろ、その場所に合った形で検討していただくようにしております。（「分かりました」と言う者あり）

井上（明）委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上（明）委員長 ほかに御質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、第86号議案の採決は、企画振興部関係の審査の際に一括して行います。

次に、第88号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

中村行政企画課長 第88号議案について御説明をいたします。

議案書は20ページとなりますが、総務企画委員会資料で説明させていただきます。資料の5ページをお開きください。

1改正理由のとおり、生活保護法の一部改正による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例、いわゆるマイナンバー条例の一部を改正するものです。具体的には2段目以降のパラグラフのとおり、生活保護法において、大学等進学の際の新生活立ち上げの費用として進学準備給付金が創設されるとともに、マイナンバー法において、個人番号利用事務及び情報連携の

項目に生活保護法による進学準備給付金の支給が規定されたところです。

一方、生活保護法による保護に準じて行う、外国人に対する保護に係るマイナンバーの利用を行う事務については、地方公共団体の独自利用事務としてマイナンバー条例に規定していることから、今回外国人に対する進学準備給付金の支給についても、同様に規定するものです。

2改正内容ですが、(1)マイナンバーを利用することができる事務及び(2)同一機関内で情報提供が可能となる情報に外国人に対する進学準備給付金の支給等を追加するため、別表第1から別表第3にそれぞれ項目を追加するものです。

3施行期日ですが、公布の日としております。
井上(明)委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。どなたかございますでしょうか。

原田委員 外国人にもマイナンバーは適用されるんですか。

中村行政企画課長 住民基本台帳を有している方には番号を発行しますので、外国人にも一定の在留資格をお持ちの方には適用されます。

井上(明)委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上(明)委員長 特になければ、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上(明)委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第89号議案大分県地方行政機関設置条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

吉富税務課長 お手元の総務企画委員会説明資料の6ページをお開き願います。議案書は21ページですが、お手元の資料により説明させていただきます。

1の改正理由のとおり、業務の効率化や職員

の専門性向上を図り、行財政改革を推進するため、県税事務所の再編等を行うことに伴い、大分県地方行政機関設置条例等の一部を改正するものです。

2の主な改正内容についてですが、(1)大分県地方行政機関設置条例の一部改正については、佐伯と豊後大野県税事務所を廃止することに伴い、両事務所を削除し、その所管区域を大分県税事務所に追加するものです。なお、納税事務所の設置については、本条例の改正とあわせて、大分県行政組織規則に大分県税事務所の支所として規定する予定としています。

(2)大分県税条例の一部改正については、県税事務所の再編とあわせて業務の効率化を進めるため、別府・日田・中津県税事務所で行っています法人二税と県民税利子割に係る課税業務を大分県税事務所に集約することに伴い、地方税法の規定に基づく県税事務所長に対するこれらの税に係る知事の権限を委任する規定を改めるものです。あわせて、公示送達に係る規定の整備も行います。

(3)その他規定の整備については、引用する法律の一部改正に伴い規定の整備を行うものです。

3の施行期日については、平成31年4月1日からとしています。2の(3)の規定の整備については、改正法の施行日としています。

井上(明)委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。どなたか質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上(明)委員長 それでは別に御質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上(明)委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第90号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてですが、本議案については、関係する土木建築委員会に合い議をして

おりますことを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

佐藤財政課長 第90号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてです。議案書は23ページですが、総務企画委員会資料で説明させていただきます。資料の7ページをお開きください。

今回の改正は、1の基本的な考え方とおおり、法令の改正等による手数料の新設及び廃止の改正を行うものです。

まず、①の建築基準法関係事務です。建築物の敷地と道路の関係については、建築物の敷地は、道路法に基づく国道や県道など道路に2メートル以上接していなければならないとされていますが、特例として、交通上、安全上支障がないなど、一定の要件を満たす建築物についてはこの限りでなく、行政庁が建築審査会の同意を得て許可することができることとなっています。

今回、建築基準法の一部改正により、特例のうち避難及び通行の安全上必要な道の基準、例えば幅員4メートル以上の農道及び利用者が少数である建築物の基準を満たすものについては、建築審査会の同意を要しない認定によることが可能となったものであります。そのため、建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料を新設するものです。手数料の額は、審査手順が同等の事務を基に設定した金額です。

次にその下ですが、仮設建築物についてはこれまで1年が存続期間の上限でありましたが、建築基準法の一部改正により、国際的規模の競技会等の用に供することなどにより1年を超えて使用する特別の必要がある場合は、建築審査会の同意を得れば1年を超える許可ができることとなったため、仮設建築物建築許可申請手数料を新設するものです。手数料の額は、審査手順が同等の事務を基に設定した金額です。

次に、②住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係事務です。これは昨年の法改正により住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されたものですが、申請者の事務的煩雑さや手数料の金

額負担等により登録が進まない課題が全国的にありました。

そのため、国は登録促進に向け、これまでの方針を改め、規則改正及び登録申請システムの改修を行い、審査事務を大幅に簡素化するとともに、今回の登録は福祉的側面が大きいため、国から地方公共団体に対し、手数料を徴収しないこととするなどの見直し要請が行われました。これを受け、県としても当該事務の目的などを総合的に判断し、手数料を廃止し無料化するものです。

最後に、条例の施行日は条例の公布日としています。

井上（明）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかございませんでしょうか。

吉岡副委員長 2点教えていただきたいと思えます。

一つは①の建築基準法関係事務なんですけど、今回新設されましたが、ちょっと前、相談したことがありますよ。例えば密集地域、佐賀関とかがありますよね。海沿いの住宅地というのは密集していて、あそこは戸建ての家がいっぱい並んでいます。結構高齢になって、もう空き家になって、それを取り壊すまではいいけど、その後の使いようがないという御相談があったんですね。家を建てるには2メートル以上の幅がないといけないという問題があり、住宅密集地の里道ではないけど、みんなで使っている共有地の狭い道路、そこに密集した家々というのには適用されないと思うんですが、今度の手数料新設にあわせて、これからそれはどういう方向になって——最後全部空き家になるまで潰してしまったら、使いようがないのかなというのが一つです。

もう一つ、②なんですけど、これはとても大事だと思うんですけど、例えば、手数料を廃止したら、増えるのかなと思ったんです。家主さんは家をきちっと規定どおりに整備したものでないといけないから、そこに費用がかかるから進まないのかなと。そこら辺の原因を教えてくださいなと思います。

佐藤財政課長 まず一つ目ですが、委員がおっしゃったような佐賀関の狭い地域で住宅が密集しているようなところは、この対象にならないと思います。これは、あくまで道路と言われる国道とか県道に2メートル以上接しているという原則に対して、農道とかであっても、例えば幅員が4メートル以上ということで、何かあったとき避難ができるというところで、人が余り集まらない民家とか、そういうのを建てる場合については、今まで許可制であったものを認定制に変えるという事務です。やはり一定程度道路に面しているというところの基準は変わっておりませんので、委員がおっしゃったような里道の中で2メートルの建物と道路の敷地が確保できないとか、幅員が4メートル以上ない道路とかは、今回の改正には当たらない部分です。

ただ、おっしゃるとおり、住宅密集地や路地等で、昔建てた家をどうするかというところは確かに問題がいろいろあると思います。

土木の方でも、そういった住宅地については、例えば、都市計画であれば区画整理を行って道路を通してやるという方法等はあると思うんですけど、なかなか住民の皆さまの同意がないとできないところがあると思います。恐らく土木になると思うんですけど、そういった事情というのは、課題としてあるのかなと思っておりません。

それからもう一つ、②の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の件ですが、申請行為自体は、前回のときであれば申請書を作って出して、それに基づいて審査するのに、住宅自体のきちんとした見取図とか設計図みたいなものが必要でした。今回は、例えば、見取図については簡単なもの、自分で作った見取図でもいいですよとか、申請自体は電子申請のみで申請を全部受け付けますよということで、実際の事務上で県の事務を計算しても300円ぐらいの事務負担しかかからないような形で簡易に申請を受け付けて、許可が出せる形にはなっています。

委員がおっしゃったように、確かに要配慮者の住宅を確保するために必要な設備については、国等で補助制度を設けておりますので、そうい

った補助制度のPR等も必要だと思います。ただ、まずは、もともとこれの登録をすれば要配慮者の入居を拒めないという義務のみを負担する行為になりますので、丁寧な説明と、そういった国の補助制度とかの活用の施策についての御説明をしていくことが大事だなと思っております。

吉岡副委員長 これから空き家が増えていって、場所によって後継の家族の方たちは大変困っていて、これはどうしたらいいのかな、県とか市に渡したいけど、それも何かある程度条件がないともらってくれない。草取りなんかが大変だとか、いろいろありました。また、これから土木とも相談していきますけど、課題が大きいということだけ、まずは知っていただければありがたいです。

井上（明）委員長 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上（明）委員長 ほかに御質疑もないようですので、これより採決いたします。

なお、本議案について、土木建築委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことであり

ます。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上（明）委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

阿部委員 報告の前に、1件いいかな。

部長には、ぜひ知っておいていただきたいと思うんですけど、県税条例の中で出ていたと思うんですけどね。多分知っていると思うんですけど、ゴルフ場利用税なんていうのが入っているんですけどね。そのゴルフ場利用税を、全国運動の中でも廃止してほしいと、ずっと数年にわたって続けてきておるんです。なぜそういう運動をしているのかというのは、多分知らないんじゃないかなと思いますので、ちょっとそこだけ頭の中に入れておいてほしい。例えば大分

県のゴルフ場、たくさんありますけど、領収証の項目の中には利用税500円取っていますよと書いているんですよ。書いているんですが、これはほとんどがゴルフ場でプレイした料金に含めてお金をいただいているんですよ。

実は、ゴルフ場利用税は70歳までなんですよ。70歳過ぎると要らないんですよ。ゴルフ場利用税が要らない人たちが、結構多く今ゴルフ場を利用しているんですよ。ですから、一緒にやった人たちが、もう俺たちも取らんでいいじゃないかと言うんですよ。この人は取っていないのに何で俺だけ取るんだと。そこで、外税なんですけど、もう内税にして一緒になって入れたらいいじゃないかということで、ゴルフ場としては取ったように利用税には500円と書いているんだけど、実際は取っていないんですよ。それはどこに行っているかという、ゴルフ場の収益を圧迫してしまっているんですよ。そういう理由があるので、実は廃止運動がやられておるといことだけは知っておいていただきたいんです。

大分県下、ゴルフ場の上下はあるんですが、一番いい東急でも取っていないですよ。ゴルフ場が自分で払っているんです。多分、税務課長のところには取っているような領収証になっているので、こういう仕組みになっているということだけ頭の中に入れておいてください。これから、いろんな手を替え品を替えやっていくと思うんですけども、そういう状況です。また、これからそれに付随していろいろ問題は発生してくるのがありますので、たまたまここに项目的にあったので、お願いをさせていただきます。よろしくお祈りします。

井上(明)委員長 それでは、執行部から報告の申出がありますので、これを許します。

一括して説明をお願いします。

中村行政企画課長 平成29年度公社等外郭団体の経営状況等について御説明させていただきます。総務企画委員会説明資料の9ページをお開きください。

個々の団体については、それぞれ所管する部局から報告することとしておりますので、私か

らは、総括的に御説明させていただきます。

1 地方自治法に基づく経営状況を説明する書類の議会提出については、対象が、地方3公社及び地方独立行政法人のほか、県が資本金等の4分の1以上を出資する団体とされており、今議会では23団体の書類を提出しております。

また、県では、外郭団体の運営指導を徹底するため、2県「指導指針」に基づく経営状況等の点検評価等として、地方独立行政法人等を除いて、全ての出資団体のほか、県の人的・財政的関与が大きい団体の経営状況等を公表することとしており、今回、45団体について、経営状況等調査及び経営状況報告概要書を議員の皆さまに配布しております。

3 経営状況については、平成29年度の赤字団体数は10団体となり、指導指針を策定した平成21年度以降で最少となっております。

次に、10ページを御覧ください。

4 県の人的関与の状況について、(1) 県職員の派遣は、大分県土地開発公社の玖珠工業団地の造成工事に対する派遣が終了したことから、派遣団体数は1減となっています。また、(2) 県職員の役員就任は、公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所の事務局体制強化のため常勤理事を置いて非常勤理事を引き上げたこと、株式会社ボール種苗センターの出資を引き上げるとともに役員を引き上げたことから、団体数は2減となっています。

5 県の財政的関与の状況について、(1) 委託料の支出は、表の3計の欄に記載のとおり、総額36億6,493万8千円で、前年度に比べて4億3,438万5千円の減となっています。

(2) 補助金・交付金・負担金の支出は、表の3計欄に記載のとおり、総額18億529万円で、前年度に比べて41億3,092万6千円の減となっています。

なお、参考のため、各団体に対する県からの出資、人的・財政的関与の状況と直近決算の一覧表を付しております。

今後とも、公社等外郭団体の経営状況を正しく把握し、適切に運営指導を継続してまいりま

す。

後藤人事課長 報第12号公益財団法人大分県自治人材育成センターの経営状況について御説明いたします。資料の13ページ県出資法人の経営状況報告概要書をお開き願います。

本法人は、県と市町村の職員研修を一元的に実施するために平成26年1月に設立された団体で、代表である会長には、平成29年4月から臼杵市長が就任しています。

2の県出資金は300万円で出資比率は市町村と折半で50%です。

3の事業内容ですが、県内自治体職員に対する研修を実施するとともに、各自治体が実施する研修に対して支援等を行っています。

次に4の29年度決算状況ですが、本財団は研修の実施以外に自主事業はなく、県負担金と公益財団法人大分県市町村振興協会補助金によって運営されております。

本財団は研修施設を保有していることから、資産の大半は、研修施設やその附属設備であり、下線の当期正味財産増減額がマイナス2,766万4千円になっているのは、主に研修施設等の減価償却費計上によるものです。

なお、県は、県職員研修実施に必要な財団運営費及び研修経費を負担しております。

次に5の問題点及び懸案事項ですが、今後の課題として、研修一元化のメリットをいかした研修内容の充実と、その効果としての職員の能力向上、さらには、県と市町村職員の連携・協力を促進していく必要があると考えています。

最後に6の対策及び処理状況ですが、平成27年度からフォローアップ調査を実施しており、研修効果の検証を行った上で、研修内容の改善を図っています。また、県職員と市町村職員の合同研修の内容充実を図るとともに、県・市町村職員の連携・協力の促進のために、懇親会やランチ交流会等の交流会を通じて人的ネットワークの形成にもつなげてまいります。

財団発足から5年目を迎えたことから、研修の実施状況等を踏まえ、組織体制の見直しも検討してまいります。

吉富税務課長 大分県税条例施行規則の一部改

正として、社会福祉に関する事業を行う者に係る自動車税の課税免除要件の見直しについて御報告します。お手元の資料、14ページをお開きください。

1の社会福祉法人等に係る自動車税の課税免除の経緯・概要についてですが、①にあるとおり、本県の課税免除の対象は原則として第1種社会福祉事業としています。加えて、平成18年度の障害者自立支援法の施行により、一部の事業が第1種社会福祉事業から第2種社会福祉事業へ移行することとなったため、当該事業については、既に減免を受けている施設のうち、障がい者の就労を進めることを目的とした就労移行支援及び就労継続支援を課税免除の対象としたところです。

2の見直しの理由・内容について、今回、関係団体からの要望等により、減免対象とする事業について検証を行った結果、第2種社会福祉事業のうち、生活介護と自立訓練の事業を行う者を、新たに課税免除の対象とするものです。その理由としては、当該事業は、生産活動の機会の提供（生活介護）や、訓練の中で組立て作業を行う（自立訓練）など、そのサービス内容に、現行の課税免除の要件と同じく、障がい者の就労を進めることを目的とした要素を含んでいること、また、障害者自立支援法施行前の第1種社会福祉事業である更正施設等から移行した事業であり、従前は本県の自動車税の課税免除の対象であったことによるものです。

3の施行期日については、平成31年4月1日からとし、平成31年度分の自動車税から適用します。

井上（明）委員長 ただいまの報告について、何か御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上（明）委員長 別に御質疑もないようですので、諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上（明）委員長 私から1点です。

冒頭に、和田総務部長から今回の職員が収賄容疑で逮捕された件についておわびの言葉もあ

ったんですけど、人事的なことで、報道にもあったんですが、その方が2011年からずっと、もう8年目ですかね。ジオパーク推進という特殊事情とか、来年が全国大会ですかね、そういうことはあったのだろうと思うんですけど、普通一般的に考えると、極端に長いので、それは人によるでしょうけど、そういうのが一つの原因かなとも思います。こういう人事というのはたまにあるんですかね、極端に長くなるということは。その辺はどうでしょうか。

後藤人事課長 人事では、通常は3年ないし4年で異動するというのが通例というか、よくあるケースですが、今回のような専門性とか継続性が求められるような場合については、それを超えた形で在席する例もございます。さらに、例えば、在席中に育児休業なり病気休暇をとられた方は、その期間を含めるとそれ以上になる場合もあります。また、技術職員が中心になりますが、少数職種で配置先、所属が限定されるパターンもあり、そういった場合は勤務年数が長くなるという状況はございます。

井上（明）委員長 今現在、8年とか10年になっている人も存在するということですかね。

後藤人事課長 そういう人もいます。

井上（明）委員長 これは資質の問題だと思いますので、いろいろと起こらないようにですね。

それでは、以上をもちまして、総務部関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れさまでした。

〔総務部退室、企画振興部入室〕

井上（明）委員長 これより、企画振興部関係の審査に入ります。

まず、第86号議案平成30年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、企画振興部関係部分について、執行部の説明を求めます。

岡本企画振興部長 補正予算についてお話をさせていただく前に、7月に着任した遠藤交通政策課長が、本委員会への出席が初めてとなりますので、御挨拶させていただきます。

〔遠藤交通政策課長挨拶〕

岡本企画振興部長 それでは、第86号議案平成30年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、企画振興部関係について御説明いたします。総務企画委員会資料の1ページをお開きください。

今回補正額の一番下の合計欄のとおり、今回、8千万円の増額をお願いするものです。

補正の内容について、御説明いたします。

芸術文化創造発信事業費8千万円でございます。これは国民文化祭を契機として、さらなる芸術文化の振興を図るため、芸術文化ゾーンにおける魅力ある事業展開や芸術文化施策の安定的な財源確保に向けて、決算剰余金の一部を芸術文化基金に積み立てるものです。

これにより、平成30年度予算額は、一番下の合計欄に記載のとおり、当初予算額89億2,888万8千円と、今回補正額8千万円を合わせ、補正後予算額90億888万8千円となります。

次に、2ページをお開きください。債務負担行為限度額の設定についてです。

来年度からの指定管理者の更新に伴い、別府コンベンションセンター管理運営委託料につきまして、債務負担行為をお願いするものです。

6月の本委員会で御説明したとおり、指定期間は5年間とし、委託料の限度額合計は、1億212万6千円となります。

今回、議会の議決がいただければ、次回、指定管理者の決定に係る審議をお願いする予定としておりますので、よろしく御願いいたします。

井上（明）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上（明）委員長 御質疑もないようですので、この第86号議案について、総務部関係とあわせ、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上（明）委員長 御異議がないので、本案の

うち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第91号議案美術品の取得について、執行部の説明を求めます。

高屋芸術文化スポーツ振興課長 第91号議案美術品の取得について御説明します。議案書は25ページとなりますが、お手元にお配りした資料で御説明します。資料の3ページをお開き願います。

今回、取得予定の美術品は、本県出身の日本画家福田平八郎が昭和23年に制作し、第4回日展に出品、翌年第1回毎日芸術賞を受賞した「新雪」1点で、取得予定金額は6,800万円です。

平成28年度に福田平八郎の孫にあたる作品の所蔵者から、大分県に対し作品購入の打診があり、作品取得の適否を審査する収集委員会、適正な購入価格を審査する評価委員会を経て、取得議案を上程したところです。

取得についての考え方ですが、3点掲げています。一つは、県立美術館でのコレクション展で郷土作家の目玉の作品として積極的に活用ができます。二つは、日本美術史上でも重要な位置を占める作品を所蔵することにより、県立美術館の評価が上がり、企画展での作品の借入れが容易となります。三つは、作品を購入することにより、他県でも人気の高い福田平八郎作品を中心とした他館との交換展や巡回展の実施が可能となり、本県文化の県外発信につながります。

なお、本作品の取得財源については、美術品取得基金を活用したいと考えています。

井上（明）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかございませんでしょうか。

阿部委員 評価額と取得金額の予定額、この絡みについて説明してください。例えば、普通だったら、評価額がこれだけあったら、大体評価額以上の金額で市場に出回ったり、いつかはね。絵画だからこうなのか、いろんないきさつがあるでしょうから、そこのところを私どもにも知らせていただきたい。

高屋芸術文化スポーツ振興課長 所蔵者と話すときに、税理士さんとかと時間をかけてよく話してくださいという話をしました。もともとの評価額が1億円ぐらいでしょうという評価はあったんですけど、最終的には、評価委員会を開いて9,560万円になりましたとお伝えしました。福田平八郎氏の「水」という作品がありますけど、それを大分県に売っていただいたとき、評価額1億円のところ、6,800万円になったという過去があります。だから、所蔵者としては、前回と同じ金額で売りたいというのが最終的に2年かかった結論でありますので、所蔵者の意向で、この6,800万円となりました。

阿部委員 売り手の方から6,800万円で売りたいと。

高屋芸術文化スポーツ振興課長 そうですね。「水」と同じ額といたしますか。

阿部委員 売り手の方から値段を決めてきたと。買い手の方が決めなくて。

高屋芸術文化スポーツ振興課長 説明はするんですけども、最終的には売買契約の話です。（「いい話だ」と言う者あり）

阿部委員 ほのぼのする話だなと。

岡本企画振興部長 課長は奥ゆかしくて言いませんけども、所蔵者からは、学芸員や課長も含めてこれまで丁寧に対応してきたと認めていただいているところもあったと聞いております。いわば大分県庁を信頼できるからというところもあるし、過去のいきさつもあって、実際もっと高いものなんだろうけれども、この金額でいいですと言っていたということかと思えます。

吉岡副委員長 今おっしゃった「新雪」と、もう一つ「水」という作品、こういうのは既に県立美術館にお預かりして所蔵してあったものを、今回買い取るということですかね。

高屋芸術文化スポーツ振興課長 そうですね、今はお預かりしているんですけど、これは所有者は福田家で、福田平八郎さんの大作としては最後だったんです。これはどこが取るかという話になっていまして、大分県が無事取れたとい

う形になっております。

吉岡副委員長 じゃ、福田平八郎さんが描かれた重要な作品というのは、もうこれで終わりということですか。

高屋芸術文化スポーツ振興課長 いいえ、まだ預かっている段階の作品はあります。小さな作品が残っております。どちらかという、小さい作品は福田家が今後持つておきたいというのがあります。「新雪」というのは大作ですから、そういうのは県立美術館等の大きなところで預かってもらいたいという意向があります。

吉岡副委員長 やっぱりちっちゃいのも預かっていらっしゃるんですか。（「預かっております。」という者あり）

預かっているけども、購入は所有権というか、その対策のみということでしょうか。

（「はい、そうです。」という者あり）

じゃ、県民の財産として。（「はい。」という者あり）

井上（明）委員長 そういう寄託というのはほかにもたくさんあるということなんですかね。今、県立美術館にある芸術作品の中でお預かりしているというのは、結構多いわけですか。

高屋芸術文化スポーツ振興課長 福田平八郎の作品だけでも、福田家以外を含めまして、まだ21点あります。それぞれ全体数をちょっと今持っていませんけど、寄託で預かっておいて、3年ごとに寄託を継続しますかしませんかということをやっております。倉庫などで預かれるものは預かるようにしております。

原田委員 ちなみに、この作品の公開は、近い方からいけばいつぐらいにあるんでしょうか。

高屋芸術文化スポーツ振興課長 首藤コレクションが戻りますので、それが28日に「日本モダンの精華 京都国立近代美術館コレクション」として3階であります。それと同じフロアで、今度は「おおいた美術散歩」という形で、大分県の各自治体で持っているコレクションの優秀な作品を集めて見られるようになります。これは10月2日から見られます。ぜひOPAMへ。

原田委員 いい話を聞いたので、見たくなりま

した。

井上（明）委員長 ほかに御質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上（明）委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、執行部から報告の申出がありますので、これを許します。

まず、大分県長期総合計画の実施状況について、説明をお願いします。

磯田政策企画課長 お手元の資料大分県長期総合計画の実施状況について別冊を御覧ください。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年、報告しているものです。安心・活力・発展プラン2015について、別冊で御説明したいと思います。

それでは、別冊の1ページをお開きください。

指標による評価や指標以外の観点からの評価、施策に対する意見・提言により、59施策の総合評価の結果を記載しています。

施策の進捗状況について、A B C Dの4段階での評価としていますが、施策の進捗がA評価順調に進んでいる及びB評価おおむね順調に進んでいるは、58施策、全体の98.3%が、順調に進んでいる、若しくは、おおむね順調に進んでいるとの評価をいただいております。C評価やや遅れているは1施策となっています。これは、自主防災組織の避難訓練、これが不足しているということで残念ながらC評価になっているものでございます。

次に2ページをお開きください。目標指標の達成状況についてですが、表の一番上にありますように、達成から著しく不十分までの4段階の区分としています。89指標のうち、達成及びおおむね達成は、表の上から3行目にありますように、83指標、全体の93.2%となっています。達成不十分は3指標、著しく不十分は3指標となっています。これは、さきほどの自主防災もございりますが、達成不十分について

は、後ほど御説明申し上げますけども、里親の実施率が低い、あるいは警察は詐欺事件の数が目標値よりもちょっと多かったというようなことが含まれています。

次に、3ページをお開きください。政策・施策の一覧表を、3ページに安心、次の4ページに活力、次の5ページに発展及び地方創生と分野別に掲載しております。

企画振興部では、この中で14の施策を所管しております。簡単に申し上げますと、3ページ「安心」の分野では、コミュニティを維持する移住・定住の促進に、4ページ「活力」では人を呼び込み地域が輝くツーリズムの推進、海外戦略の推進、大分県ブランド力の向上、活力みなぎる地域づくりの推進といったところに企画振興部の事業が入っております。5ページ「発展」は生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造の「知（地）の拠点」としての大学等との連携、芸術文化による創造県おおいの推進の中の芸術文化の創造、芸術文化ゾーンを核としたネットワークづくり、スポーツの振興では、スポーツによる地域の元気づくりといった施策がございます。そのほか、「まち・ひと・しごと」を支える交通ネットワークの充実」の3施策がございます。「地方創生」はすべて企画振興部で分類をされております。以上、重要施策ですが、このうち、目標を達成している指標、逆に、未達成の指標について、主なものを御説明いたします。

はじめに目標を達成している指標です。

152ページをお開きください。施策名は「知（地）の拠点」としての大学等との連携です。Ⅱ目標指標の県と県内大学等との連携事業数が、目標の115件に対し、実績は138件、達成率は120%となりました。

これは、大分大学に事務局を置きまして、県内の大学・短大・高専、自治体、経済団体、企業、関係団体等で構成する大学等による「おおいの創生」推進協議会で推進する地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（文部科学省COC+事業）をはじめ、様々な事業、取組において、県内大学との連携強化に取り組んだこと

に加え、国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭関係で6件、ラグビーワールドカップ関係で7件と、大規模イベントを通じて県と大学との新たな連携が取り組めたことによるものです。

次に、160ページをお開きください。施策名は芸術文化の創造です。Ⅱ目標指標の県立美術館来場者数が、目標の50万人に対し、実績は65万人、達成率は130%となりました。

これは、多様なジャンルに挑戦する企画展「北大路魯山人展」「イサム・ノグチ展」、集客力のある企画展「ジブリの大博覧会」、また、アトリウムを活用した、アニメや鉄道模型展など、県民に多彩で優れた芸術に触れる機会を提供した結果、過去最高の入場者数を記録したことによるものです。中でもジブリの大博覧会の入場者数は19万4,564人に達し、県内で開かれた展覧会としては昭和41年の松方コレクション展を抜いて、過去最高入場者数を更新しております。

次に、未達成の指標について御説明します。

188ページをお開きください。施策名は地方創生施策の地域を守り、地域を活性化することです。Ⅲ目標指標の1番目、人口の社会増減が、目標のマイナス1,300人に対し、実績はマイナス1,980人、達成率は47.7%となっております。

社会減1,980人を年齢区分で見ますと、20歳から24歳が1,841人の転出超過となっており、全体の大部分を占めています。

移住施策を活用した移住者数は過去最高の1,084人となるなど大幅に増えてきていますので、社会減の改善にはこの20歳から24歳への対策が大変重要だと考えています。

このため、転出抑制策として、県内大学等や経済界と連携を図り、県内就職率の向上に向けた取組を進めています。また、転入促進策としては、移住の受皿となる農林水産業、観光産業等の振興による仕事づくりの促進を図るとともに、県内企業の魅力発見バスツアーや合同企業面接会の開催など、福岡に進学した学生のUIJターンを促進する取組を強化しているところであります。

井上（明）委員長 ただいまの報告について、何か御質疑はありませんか。

吉岡副委員長 今、御説明いただいたところの人口の社会増減で、29年度はマイナス1,300に対して、1,980マイナスだったと。31年度は、今回マイナス400が目標で、36年は逆に800増が目標ということではないですかね。（「はい」と言う者あり）これはどうやって計算をしているのか。大体減少傾向、これはもう待たないで、日本全国どこも自治体は増に向かっていくけど、現実でいえば、増えることそのものが厳しいという中で、36年度の目標が800というのは、何かイベントというか、何か催すから800増になっているのか。そこら辺の目標の立て方を教えてください。

宇都宮まち・ひと・しごと創生推進室長 我々が27年に大分県の人口ビジョンを作ったときに、32年に社会増減の均衡を目指すということで、プラマイゼロという計画を、最終的には90万人から100万人程度の大分県の人口を維持しようという人口ビジョンを作っております。それからはいっていったときに、当面は減少していくことは致し方ないという形で、これから施策を打っていくことによって社会増減をプラスに持っていきたいということで作っております。

人口の東京の一極集中との割合等もあり、東京には毎年10万人が転入超過の状態となっております。それをゼロにするという目標が国の方にありますので、東京の一極集中がなくなれば、その1%の1千人が帰ってくるということで、36年については、この目標を立てたというところですよ。

吉岡副委員長 施策はいろいろ、地方創生でしっかり頑張っていますが、人口はどう見ても非常に厳しいかなと。難しいんですけど、一緒に努力していきたいと思えます。

阿部委員 それぞれの評価の流れの中で、ちまたで言われていることを、評価の基準、どの部分の評価するかということで、この評価点というのは出てきていると思うんです。そういう中

で、看護科学大学とか芸術文化短期大学、県の機関としてできておるわけですけど、吉岡副委員長が言ったように、人口減少で大分県はこうなるだろうということも片方でありながら、看護科学大学は、芸短以上に卒業生の県内定着率が非常に悪いということなんですよ。県外に出るのが悪いということになると、今度は看護科学大学そのものの位置付けというのをまたいろいろ議論しなきゃならんと思うんです。あくまで県の機関として、こういう施設を持ち、そしてそこからの卒業生が県内にどれだけ住むか、また、一旦は外に出た者が、Iターン、Uターンでどれだけ帰ってきたかという一つの評価も、ちまたでよく出ますので、あっていいんじゃないかなという思いがするんです。今出ているA評価にしても、それはいろんな研究機関だとか、産学官の取組だとか、そういう部分はA評価だといいでしょけれど、やはり県内のいろんな技術力を県内に残していく。県内の産学官の流れの中で、例えば、看護科学大学から出たその知識が県庁の中でどれだけ活用されておるのかとか、こういうところも評価の基準として入れろという——入れろとは私が言える立場じゃないけれど、ここの部分から見たとき、この観点から見たときは、決してA評価じゃないと思うんですよ。そのところはどうか解釈されておるのか、部長のコメントをお聞かせ願えないですか。そればかり我々の耳に入ってくるんですよ。研究結果は、どんな開発が、どうできた、こうできたとか、そういうことはほとんど入ってこない。例えば、厚生学院時代から、その延長線で今来てるわけですね。厚生学院のときには県内に看護職、職員としてこれだけ定着していたのに、大学になったがためにほとんどが出てしまうという現状を評価というところでどう入れ込んだり、我々は考えたらいいですか。

岡本企画振興部長 今、お話がありました看護、あるいは芸短、大学というところでいいますと、本来の組織が持っている目的としますと、やっぱり学術研究を旨とする組織だと思いますので、一義的にはその評価という部分においては、やっぱり学術をちゃんとやっているか、成果がち

やんと出ているかというところが何よりも優先する話だろうと思います。

とは言いながら、昨今の状況を見ますと、委員御指摘のとおりで、大分の場合、やっぱり働き手が不足しているという状況がありますから、私どもはそういう目でもちゃんとチェックをかける必要はあると思っております。

芸術文化短期大学、私どもの部の所管ですけれども、看護大であれば、福祉保健部がやはりデータとしてちゃんとそこは把握している状況ですので、この形で出るかどうかというところは、また別途御相談させていただきたいと思っております。しっかりそれぞれ担当する部署が、委員が御指摘されるような視点でデータも持ち、それぞれ該当する組織とやりとりして、よりよい方法に努めていくということが必要だと思っています。

阿部委員 非常に難しいと思うんですよね。私が言っているようなことをどんどん言えば、高校の進学率、難関大学に何人通ったとか、そんなのも全部関わってくるので。そんなのはなくていいよと言うわけにはいかんでしょうし。同じようなことで、ただ、片方では人口減少で非常に困る、大分県にどんどん残って、そのためには残る企業がなきゃいかんということもあるんでしょうけれど、相乗的にお互い一緒になってやらなきゃならんことだと思うんです。ただ、議論がね、どうもこういうふうになっているように感じてならないので、ちょっとお伺いしたような次第で、決して否定しているわけではないけどね。

近藤委員 平均寿命と健康寿命の差がまだだいぶあります。やはり健康寿命はできるだけ長くなった方がいいに越したことはないんですが、数字的なことは分かるんですかね。

それともう1点は、障がい者のところはおおむね達成ということになっているんですけども、どういうことで達成ができたと思っているんですか。私、ちょっと代表質問で言わせてもらいましたが、やはり障がい者の働く場の確保というのは——ある程度支援をしていくと、いろんな仕事ができる部門があると思うんです。

特に、農業関係の農福連携でやると、障がい者が就労する機会が増える部分があるし、また、所得も高くなるという部分があると思うんです。そういうことが数値的に掌握できているようなことがあるのかな。その辺、知らせてください。

磯田政策企画課長 今、私の手元に目標指標達成度というものがあります。こちらで、今、障がい者のところの数字を申し上げたいと思います。これは福祉保健部で所管していますので、具体的なところになると、分からないところもございませけれども、障がい者の雇用率については、指標の中に障がい者雇用率の全国順位というものが入っております。ちなみに、これは全国1位を目標ということにしているんですけども、現在、障がい者の雇用率は大分県は全国5位というところなんです。一番雇用率を押し上げているのは身障者の関係です。やはり大分県は太陽の家等がございませるので、非常に成績がいい。課題は多々、精神保健であるとか、知的障がい者の雇用が今後の課題だと指摘をされていたかと聞いております。（「健康寿命については」と言う者あり）

健康寿命についても、同じように評価の方で見ていきますと、こちらでも29年の実態ですけども、男性が71.54歳、目標が71.8歳ですから、達成していると、健康寿命も非常に高い。女性につきましても、75.38歳ということで、目標が75.11歳と、こちらも目標達成しているという状況です。もちろん健康かどうかアンケートをしまして、日常生活に支障がないかどうかという主観的判断で答えていただくという形ですので、全国的にこの評価というのは、聞いて調べるしかないというのが現状ですが、その観点では目標を達成しているというところなんです。

井上（明）委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上（明）委員長 ほかに御質疑もないようでありますので、次の報告に移ります。

では、公社等外郭団体の経営状況等について、一括して説明をお願いします。

磯田政策企画課長 報告第13号公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の経営状況を説明する書類の提出について御説明申し上げます。資料の4ページをお開きください。

まず、3事業内容についてです。平成29年度の事業実績ですが、1の教育内容の面では、全学科横断型の学修カリキュラム「アートマネジメントプログラム」の平成30年度からの開講に向けた実施体制の構築を図りました。

このアートマネジメントプログラムとは、芸術家と観客の橋渡しをする人材、いろんな芸術に関するイベント、最近増えておりますが、こういったところのマネジメント全体をコーディネートしたりするような役割を担う人材を育てるという視点を持ったものです。例えば、音楽ホールのマネージャー、文化施設等の専門スタッフなど、芸術や音楽の分野であっても企画や管理運営等のスキルが求められる職業に就く学生の育成を目指すものです。

就職率、進学率については、ともに目標である90%以上を上回る96.8%ということで、実は昔の芸術短期大学のときと比べまして、就職率が非常にいい大学に変貌しております。引き続き高い状況を進めていきたいと思っております。

2の社会貢献の取組について、NPO法人大分県地酒焼酎文化創造会議の依頼を受けて実施した大分県地酒焼酎展示館「ゆたよい」の 프로모ーション、お店のレイアウトであるとか売り方など全体になりますが、このプロモーションなどの各種団体や地域との協働のほか、特に国民文化祭に向けては、開会式プロローグ演奏曲の作曲をはじめ、オーケストラと合唱の祭典における演奏や合唱の指導などを行っております。

3の施設整備では、芸術デザイン棟の整備を終え、新図書館、音楽ホール棟の建設工事に着手しました。新図書館は、9月25日月曜日から利用を開始します。通りからも見えますので、ぜひ近くに入れたときにはお寄りいただければと思います。

次に、4の29年度決算状況についてです。経常収益は10億9,438万4千円で、内訳は、運営費交付金収益5億4,599万9千円、

授業料収益3億3,647万8千円等です。経常費用は11億1,431万7千円で、収益と費用との差額はマイナス1,993万3千円です。マイナスとなっていますのは、キャンパス整備にあわせて、教育研究の質の向上を図るため、芸術デザイン棟の版画プレス機、大判プリンターの購入等を行ったため、差額を補填するために積立金を取り崩しております。結果、当期総利益は420万円となりました。

次に5問題点及び懸案事項についてですが、入学者の確保と学生への支援、地域社会・産業への新たな貢献、施設整備の着実な実施と工事中の安全確保、こういったところを課題としております。この地域社会・産業への新たな貢献の中にはさきほどの具体的な事業もございますが、当然、県内就職といったところも視野に入れて、大学の方は頑張っているところです。

対策としては、6に記載のとおり、アートマネジメントプログラムの展開など、教育機能の充実強化、国民文化祭等での地域への貢献活動、商品開発支援などでの企業との連携などに努めているところです。

続きまして、次の5ページを御覧ください。

報告第14号公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の平成29事業年度の業務実績及び中期目標期間の業務実績に関する評価結果について御説明申し上げます。

1のとおり、地方独立行政法人法第78条の2に基づき、地方独立行政法人評価委員会が公立大学法人の業務実績を評価し、その結果を設立団体の長は議会へと報告します。29年度は、24年度から始まった中期目標期間6年間の最終年度にあたるため、今回、評価委員会は、29年度の1年間の実績評価と、24年度から29年度までの6年間を通しての実績評価の二つの評価を行いました。

資料には、評価委員会が行った全体評価の結果と主な評価理由を記載しております。

2の平成29年度の評価結果ですが、(1)の全体評価については、全体として年度計画を順調に実施しているとなっております。

(2)にありますとおり、経営状況報告でも

御説明しましたアートマネジメントプログラムの展開や、高い就職率・進学率、サービスラーニングの実施などが、評価理由となっております。

3の中期目標期間の評価結果ですが、(1)の全体評価については、全体として中期計画の達成状況が良好であるとなっております。

(2)のとおり、期間中に国際文化学科を国際総合学科に改組したこと、志願者数の増加、就職率・進学率の向上、サービスラーニング等の地域貢献活動、芸短オープンカレッジや公開授業の開始などが主な評価の理由となっております。

以上のように、芸術文化短期大学は、学科の改組、コースの改編等により、就職先等、学生の進路の幅を広げることで大学の魅力を高め、入学者の確保につなげるとともに、地域社会への貢献も確実に進展させております。

なお、全体評価の基礎となる項目別の評価を、一番下の参考に記載しておりますが、中でも教育研究等の質の向上については、29事業年度、中期目標期間ともにS評価と高い評価を受けております。

高屋芸術文化スポーツ振興課長 資料の6ページをお開きください。報告第15号公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団の経営状況を説明する書類の提出について説明いたします。

まず、2の県出資金ですが5億4,734万4千円で、出資比率100%となっております。

次に、3の事業内容ですが、1のi i c h i k o総合文化センターと、大分県立美術館の両施設を拠点として、県民の幅広いニーズを踏まえた自主事業の実施などを行っております。その他、2の国際交流事業などでございます。

次に、4の29年度決算状況ですが、左側の一番下、当期正味財産増減額は5,916万6千円の黒字となっております。

黒字の主な要因は、さきほどから説明しておりますけども、ジブリの大博覧会の成功による収入増などによるものです。

次に、5の問題点及び懸案事項ですが、主なものとして、一つ目にありますように、県立総

合文化センターと県立美術館において、県民の幅広いニーズに応えられる多様な芸術文化事業の展開と健全な財政運営の両立が求められております。

これに対する、6の対策及び処理状況ですが、一つ目は、総合文化センターで受入体制強化に取り組んだ結果、目標のホール利用率87.0%を上回る88.0%となりました。

また、美術館で企画展をバランス良く実施した結果、入館者数が大幅に増加し、目標50万人を大きく上回る64万8千人となりました。

二つ目として、学校と連携し、学校への出張ワークショップと美術館に招いての鑑賞会を組み合わせたプログラムを実施しました。また、周辺商店街と連携して、アート等が融合したイベントを開催し、芸術文化ゾーン周辺の地域振興を図ったところです。

遠藤交通政策課長 資料の7ページをお開きください。大分高速鉄道保有株式会社の経営状況等について報告します。

2の出資金ですが、総額は2億3,750万円、そのうち1億9,600万円を県が、残りの4,150万円をJR九州が出資しております。

3の事業内容については、平成13年度から15年度に実施した、日豊本線大分佐伯間の高速化工事により取得した鉄道施設の管理と、その施設をJR九州に貸し付ける事業を行っております。

4の29年度決算の状況ですが、当期純利益は605万8千円で、黒字となりました。昨年度と比べますと、約366万円純利益が増加しています。

5の問題点及び懸案事項については、JR九州が平成28年10月に株式上場を行い、その影響で固定資産税の減免はなくなりますが、管理費などの削減により、平成40年度に予定している会社の清算には特に問題ないと考えております。

今後も、3か月に1度開催される定例取締役会で報告を受けながら、適切に指導監督を行ってまいります。

資料の8ページをお開きください。大分航空ターミナル株式会社の経営状況等について報告します。

2の出資金ですが、資本金等の総額は4億9,500万円、そのうち28.8%にあたる1億4,250万円を県が出資しています。

3の事業内容は、大分空港の旅客・貨物ターミナルビルを利用する航空会社や旅客等に対する施設、設備、サービスの提供を主に行っています。

4の29年度決算の状況ですが、乗降客数が14期ぶりに190万人を超えたこともあり、損益計算書の下に下線を付して記載のとおり、当期純利益は2億657万9千円となっています。

また、平成29年度は経常利益を確保できたため、1株15円の配当を実施しています。県も、保有する株数に応じ427万5千円の配当を受けております。

5の問題点及び懸案事項ですが、空港を取り巻く経営環境は依然厳しく、一層の財務基盤の強化を図る必要があります。また、現在インバウンドが増加する中で、国際線ターミナルビルが少し狭いということが課題となっています。

このことから、6の対策及び処理状況ですが、現在、2018年度から2020年度までの中期経営方針を新たに策定し、経営基盤の強化に取り組んでいるところです。また、平成30年度末までの完成を目指し、国際線ターミナルビルの改修を進めています。

阿部観光・地域振興課長 お手元の資料の9ページをお開き願います。公益社団法人ツーリズムおおいたについてです。

2のとおり、県の出資金は0円で、県職員を業務援助で継続的に3名派遣しています。

3の事業内容ですが、国内外観光宣伝及び観光客の誘致や観光・地域づくり等のため、主に国内誘客総合対策事業やインバウンド推進事業など実施しています。

4の29年度の決算状況について、下線を引いています当期正味財産増減額は755万6千円の減となっています。主な要因は、九州ふっ

こう割に伴う剰余金による黒字分を、九州北部豪雨や熊本地震後の対策に充てたことと、大規模な大会・会議・イベント等を誘致するMICE誘致推進基金の一般会計への繰り出しによるものです。

5の問題点及び懸案事項について、各種の企画及び立案ができるような組織体制の強化と財政基盤の確保という課題があります。

これらの課題については、6の対策及び処理状況のとおり、マーケティング専門人材の配置によるマーケティング・企画立案機能の確立、魅力ある旅行商品等の開発・販売による自主財源増強等に取り組み、DMOとしての態勢強化を図ることとしています。

次に、10ページをお開きください。株式会社別府交通センターについてです。

2のとおり、県の出資金は3,900万円で、出資比率は21.7%となっています。

3の事業内容ですが、県民をはじめ観光客の利便性、安全の向上などに貢献するため、主に別府国際観光港前のバスターミナルの運営、土産品等の販売といった事業を実施しています。

4の29年度の決算状況について、下線を引いています当期純利益は1,104万円の増となっています。主な要因は、物販事業の充実や営業強化の取組によるものです。

5の問題点及び懸案事項としては、累積損失の解消となっています。

これらの課題については、6の対策及び処理状況に記載したとおり、累積損失は順調に減少しているため、引き続き、物販事業の充実や営業の強化に取り組み、早期の累積損失の解消に努めます。

次に、11ページをお開きください。株式会社サン・グリーン宇佐についてです。

2のとおり、県の出資金は370万円で、出資比率は12.3%となっています。

3の事業内容ですが、宇佐市が所有するはちまんの郷宇佐の経営をしていました。

4の29年度の決算状況について、下線を引いています当期純利益は1,074万9千円の増となっておりますが、右の純資産額は1億5

3 2 万 9 千 円 の マ イ ナ ス と な っ て い ま す。

5 の 問 題 点 及 び 懸 案 事 項 に も 記 載 し て い ま す が、株 式 会 社 サ ン ・ グ リ ー ン 宇 佐 が 債 務 超 過 の 解 消 が 困 難 と な っ た こ と か ら、ホ テ ル 経 営 に 実 績 の あ る 株 式 会 社 F & T ホ ー ル デ ィ ン グ ス、宇 佐 市、地 元 企 業 の 出 資 に よ り 昨 年 末 に 設 立 さ れ た 株 式 会 社 グ リ ー ン パ ー ク ホ テ ル う さ に、本 年 4 月 に 債 務 も 含 め た 事 業 譲 渡 し ま し た。

な お、新 会 社 に よ る グ リ ー ン パ ー ク ホ テ ル う さ は、本 年 4 月 1 日 か ら 運 営 を 開 始 し ま し た。

こ の よ う に、株 式 会 社 サ ン ・ グ リ ー ン 宇 佐 は 役 割 を 終 え た た め、本 年 6 月 の 株 主 総 会 に お い て、解 散 が 決 議 さ れ、現 在、清 算 手 続 き を 進 め て お り、年 内 に は 手 続 を 完 了 す る 見 込 み で す。な お 出 資 金 に つ い て は、新 会 社 に 対 し 債 務 と と も に 資 産 も 譲 渡 し て お り、株 式 会 社 サ ン ・ グ リ ー ン 宇 佐 の 資 産 が ゼ ロ と な る た め 返 還 さ れ ま せ ん。

高屋芸術文化スポーツ振興課長 資料の12ページを御覧ください。株式会社大分フットボールクラブの経営状況等について報告します。

ま ず、2 の 県 出 資 金 は 1 千 万 円 で、県 の 出 資 比 率 は 1 2 . 4 % と な っ て お り ま す。

3 の 事 業 内 容 で す が、1 の 大 分 ト リ ニ ー タ の 経 営 を 中 心 に、2 の ス ポ ー ツ 選 手 の 若 手 か ら の 養 成、指 導 や 3 ス ポ ー ツ 教 室 の 開 催 な ど を 通 じ、県 民 や 地 域 に 対 す る ス ポ ー ツ 普 及 活 動 を 行 い 選 手 層、フ ェ ン 層 の 拡 大 に 努 め て い ま す。

次 に、4 の 2 9 年 度 決 算 状 況 で す が、左 の 損 益 計 算 書 の 下 線 部 に あ る と お り 9 , 4 2 5 万 8 千 円 の 当 期 純 利 益 を 計 上 し て お り ま す。8 期 連 続 の 黒 字 と な り ま し た。

5 の 問 題 点 及 び 懸 案 事 項 で す が、一 つ 目 は、収 入 の 確 保 や 経 費 の 削 減 に 努 め 経 営 体 質 の 強 化 を 図 る こ と で す。J 2 に 復 帰 し た 昨 年 は、J 2 全 体 の 7 番 目 に あ た る 8 , 0 6 3 人 の 平 均 入 場 者 数 を 確 保 し ま し た。

二 つ 目 と し て、経 営 基 盤 の 強 化 に 向 け、観 客 数 の 増 加 を 図 る た め の 取 組 で す。当 期 純 利 益 を 確 保 し、着 実 に 負 債 も 減 ら し て お り、勝 て る チ ー ム、魅 力 あ る ス タ ジ ア ム 作 り も 進 ん で い ま す。

6 の 対 策 及 び 処 理 状 況 で す が、一 つ 目 は、平

成 2 1 年 度 の 経 営 危 機 以 降、経 営 体 制 の 刷 新、ス ポ ン サ ー の 獲 得 な ど に よ る 収 入 の 確 保、あ ら ゆ る 経 費 の 削 減 に よ る 徹 底 し た 合 理 化 に 努 め て お り ま す。

二 つ 目 は、本 年 4 月 に 策 定 し た 3 年 間 の 中 期 経 営 計 画 の 達 成 に 向 け た 取 組 で す。フ ェ ン ド 株 の 解 消 と と も に、チ ケ ッ ト 収 入 の 倍 増 な ど に 積 極 的 に 取 り 組 む こ と と し て い ま す。

遠藤交通政策課長 交通政策課が所管する団体について御説明いたします。

資 料 の 1 3 ペ ー ジ を お 開 き く だ さ い。一 般 財 団 法 人 大 分 県 自 動 車 会 議 所 の 経 営 状 況 等 に つ い て 報 告 し ま す。

2 の 出 資 金 で す が、総 額 は 2 4 5 万 円、そ の 内 5 0 万 円 を 県 が 出 資 し て お り ま す。

3 の 事 業 内 容 に つ い て は、交 通 会 館 の 経 営 及 び 維 持 を 主 に 行 っ て お り、そ の 他、交 通 安 全 事 業 の 促 進 及 び 協 力 や 自 動 車 に 関 す る 調 査 研 究 及 び 普 及 宣 伝、事 業 者 間 の 連 絡 協 調、意 見 の 公 表 及 び 関 係 諸 官 庁 へ の 要 請 活 動 な ど を 行 っ て お り ま す。

4 の 2 9 年 度 決 算 の 状 況 で す が、当 期 純 利 益 は 2 4 9 万 7 千 円 の 黒 字 と な っ て お り ま す。

5 の 問 題 点 及 び 懸 案 事 項 に つ い て は、特 に ご ざ い ま せ ン が、平 成 2 4 年 度 に 大 分 県 交 通 会 館 の 設 備 改 修 を 実 施 し て お り、今 後 も 会 館 の 維 持 及 び 適 正 な 運 営 を 行 う こ と と し て お り ま す。

井上（明）委員長 ただいまの報告について、何か御質疑はありませんか。

近藤委員 今の出資法人の経営状況についてお聞きます。この経営が立派にされているのか。あわせて、要は法人が活躍することによって地域の経済がどんなにうまく回るか、そこが私は一番大事だろうと思うんですよ。それで、政府が推進をしているRESASですかね、ああいうもので地域の経済をしっかりと分析して、例えば観光なら観光に役立てるといような方向でこれからやっていく必要があるのかなと思っております。

例 え ば、私 の 町 に は 今、イ ン バ ウ ン ド が た く さ ん 来 て い る ん で す け れ ど も、イ ン バ ウ ン ド が た く さ ん 来 る こ と に よ っ て、前 の 観 光 地 と は 少

し形態が違って、人が来る割には地域の経済が回っていないんじゃないかなという。その証拠に、老舗の旅館が身売りをしたり、いろいろな状況変化がありますので、その辺のところもあわせて、しっかり県は情報を分析してやってもらわないと、町だけでは対応できないような状況があると見ております。うちの観光協会も、いろんな戦略の練り直しとかやっておるようですが、とてもそれだけでは十分でない、名前が売れた割にはお金が取れない、単に見られるだけの観光地になってしまいよると危惧しているんです。そういうことやこの出資法人等も含めまして、実際どういう活動をすればいいのかというところまで見ていただけるといいのかなと思いますけど、御意見をお聞かせ願います。

山本観光・地域局長 委員御指摘の点、9ページに資料がございますツーリズムおおいたの活動内容と密接であると思っております。

大分県全体の観光の取組戦略というものは、私ども観光・地域局一体になって取り組んでおりますけれども、また、民間の団体として、いわば県の観光協会としてのツーリズムおおいたがございます。このツーリズムおおいたの新たな役割として9ページの5番、問題及び懸案事項と書いておりますように、本県の観光振興の牽引役として、各種の施策及び立案ができる、いわばコンサル機能を持った組織になろうということで、今取り組んでおるところです。

そのためには、やはりそれだけの役割を担える能力を持った人材の確保も必要ですし、組織体制の充実も必要だということで、現在取り組んでおる最中でございます。やはり状況を客観的に分析し、どういったところにお越しになる、お客様のニーズがあるのか、それをどうやって実際の消費活動につなげていくのかといった戦略を持った取組が今後必要になろうと思っております。私どもとまた、ツーリズムおおいた、各市町村の観光協会、よく連携をしながら、適切に情報提供、商品造成等を一緒にやりながら取り組んでまいりたいと思っております。

井上（伸）委員 芸術短期大学のその他の1億968万2千円、この内訳についてお知らせ願

いたいと思います。

また、7ページの大分高速鉄道保有株式会社は日豊本線だけなんです。そのほかにも久大本線の高速化とか、いろいろ提案が出たときには何とかこういった形で検討なり、予算を組んでもらって、これに加えてやるとか、新しい路線については今後考えていらっしゃるのか。それに加えて、直接は違うんですけど、今話題の日田彦山線についても、どういうふうに活性化を図るかということ、こういったものを立ち上げて、今よりも一つの方向性につなぐよう協議してもらおうと。そういった検討を日豊本線以外にもやっていただけると、災害も含めて、大変ありがたいですが、その辺のところはできるものですか。設置した経緯は分かりませんが、何かございましたら、要望も含めてよろしく願います。

遠藤交通政策課長 委員御指摘のとおり、現在、日田彦山線については、復旧に向けて復旧会議という場で沿線の自治体とJR九州を含めて今議論しているところです。

もちろん、イニシャルコストの部分については、御存じのとおり70億円から56億円というところまで圧縮することができております。また、継続的な運行の確保のための方策も議論しており、その中で、我々としては沿線の自治体の方で観光振興策を提案しているところです。

委員には個別にいろいろと御指摘はいただいております。まだまだ観光振興策、足りない部分があるとは思いますが、少なくとも日田彦山線については、まず復旧会議の場で、今後どのような方策で復旧させていくかということを議論していくのが先決かなと思っております。

また、その他の久大本線ですとか、豊肥本線の高速化につきましては、なかなかJR九州の体力的な問題もありますけれども、我々も折に触れてそのような要望はしていこうと思っておりますので、引き続き御指導いただければと思います。

山本観光・地域局長 7ページの高速鉄道保有株式会社の設立の仕組みなんですけど、私も設立

当時は担当しておりませんでしたので、聞いている話ですが、高速化、複線化を図る際に、JR九州としては自らの経営上、負債を抱えたくないということで、この工事費に関してJR九州とは切り離す形でスキームを組みたいということのようでした。この株式会社が負債を持つという形で、毎年、JR九州からは借金の返済分をリース料という形でいただいて、それを平成40年まで順次償還をしていく。この会社は、そういう負債処理のための会社ですので、全額返済が終わった段階で消滅という、事業実施上負債を本体から切り離すための会社ということで設立しています。ですから、実質、県はこれで負担をかぶるということではなくて、分割払いにしているということです。

磯田政策企画課長 芸術文化短期大学の経常収支の中のその他ということで御質問をいただきました。こちらは、キャンパス整備に伴い、いろんな工事費との関係で増減がございます。そのため年度ごとに変更になった分をこちらから追加して補助金を出すということが生じており、その分です。それと、資格試験とか各種検定を大学で行っております、その手数料収入が入ってまいります、こういったものを合わせた金額です。

井上（伸）委員 結局、県の補助金は何%ですか。

磯田政策企画課長 運営費交付金というのが別にあります、それ以外のキャンパス整備の経費、こちらの方は何%というよりも、総額の上限の目安を55億円ということで、毎年度議会の承認をいただいて、運営しているところです。その範囲内での年度ごとの増減というのがこちらに出てきているということになります。

井上（伸）委員 55億円が許容範囲としても、県が負担しているのはいくらですか。それと、結局、繰越積立金の取崩しだって2,300万円なのに経常損失について1億9千万円もあるのでは、その差引きの取崩しももうなくなるんじゃないですかね、このままでいくと。その辺のあんばいとか、県が明確にこれだけ出しとんなら、恐らく合計する利益というのは400万

円以上出ないんじゃないですか、結局県が出すことにすれば。

磯田政策企画課長 キャンパス整備については、設置者である県の構想により建てておりますので、キャンパス整備の関係でかかった費用は100%県から、形として補助金で出てくるだけです。キャンパス整備は全て県が負担して行われております。

それから、取崩しの関係ですが、こちらは節約であるとか、文科省とかいろんな受託事業を受けますので、そういった収入が発生します。そういったものを全てきちんとプールした中から出しておりますので、今回、取崩しは生じておりますが、そういったキャンパス整備のためにためている貯金はしっかりまだキープしていますので大丈夫です。

井上（伸）委員 また後で聞きます。

馬場委員 一つ、さきほどの芸術文化短大の4ページのところで、就職率、進学率とちゃんと上がっていますが、これは就職と進学で学科によってどのくらい違うんでしょうか。どのくらいの学生が就職をして、進学をするという人数、それから、県内に就職する人数というのがもし分かれば。進学も、芸術文化短期大学にまた行くという方もいらっしゃるかもしれません。

磯田政策企画課長 就職率96.8%と申し上げましたが、就職者のうち県内企業等への就職は、県内出身者の81%、県外出身者の20.7%ということで、県内にかなり就職しています。それから、進学者の中で、大学の中に専攻科というのがありますので、こちらに行く学生もかなりおります。それから、進学と就職ですけれども、今年の春の数字で申し上げますと、就職者数が245人、進学者数が96人ということで、その他として就職しないという方も中にはいらっしゃいます。就職者数245人というのは、全体の60%ぐらいになります。

馬場委員 そのうちの県内とか分かるんですか。

磯田政策企画課長 分かります。この60%、245人の中で、県の出身で県に就職した方が132人、こちらの81%です。だから、就職者のうち県内出身者の81%は県内に就職して

いるという大学です。一方で、大学全体では県外から来た人がおおむね4割いますが、この4割の学生さんのうちの2割が大分県内に就職します。ですので、県内出身者の県内就職率が80%と。加えて、外から来た学生さんがそのまま大分に居つく割合が20%を超えているという状況です。かなり外から取ってきていると。

馬場委員 この中で、さきほど大学と地域の課題を結びつけたというところがあったと思うんですが、芸短がそういう連携事業というのをやったというのはあるんですか。

磯田政策企画課長 さきほど御説明申し上げましたが、ゆたよいなどのプロデュースをしておりますし、それから、これは相手が県にはなりますが、今度の国民文化祭のロゴですね。大茶会という三角の屋根に傘の絵がついたロゴがございますが、あれは芸術文化短期大学の学生がデザインしています。それ以外にも実はいろいろな企業の方から、大学の先生と学生にデザインをしてほしいという依頼が非常にたくさんありますので、大学の方では、むしろ全部に応じきれないということで、委員会を作って順番をつけて、それに応じていくという状況になっていると聞いております。非常に外からの依頼が多いです。

馬場委員 最後になるんですけど、障がい者雇用率の全国順位をさきほど言われたと思うんですけども、この障がい者雇用率は、県内の民間も官も入れての雇用率なのか。そうすると、今回県教委の66名の方が障がい者手帳を持っていないということがございましたが、この率は今度かなり下がるということになるのか。

磯田政策企画課長 計算をもう一回してみることが出てくることになろうかと思いますが、ただ、全体の分母分子がかなり大きいと思います。それぞれどれぐらいのパーセントでそれが出てくるのかというのは、ちょっと精査をしてみる必要が出てきようかと思います。

吉岡副委員長 芸短の学生さんが活躍しているのは、ロゴマークもそうです。今回も議場で最後の日に演奏もしてくださるということで、楽しみにしています。

さきほど、デザイン科にデザインの要望が来ているということで、このデザインを売却という考え方になると、それで得た収入というのは学校に払うのか、個人に払うのか、それをお尋ねしたい。もう一つは、志願者数がちょっと減ってきているんですけども、これは全国的に少子化傾向でもっとひどくなると思うんですね。県内小中学校でも統廃合が出ているので、これからこの大学の定員数の考え方とか、定員そのものをこれから減らしていく考え方があるのか。全国的に募集はするんですけど、全国的に少子化になっているので、そこら辺の考え方ですね。あるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

磯田政策企画課長 まず、デザインの帰属はどちらかという点は確認してみないと分からないんですが、基本的には、大学が授業でしたのであれば、大学、あと本人と何らかの決まりがあって折半とか何%とかいうものが確かあったように思いますけれども、そこはちょっと確認させていただきたいと思います。

それから、志願者の関係ですが、やはり少子化の傾向もありますので、少し下がっています。変動はどうしても出てまいります。芸術文化短期大学については非常に応募者数が増えてきている、高止まりしているような状況です。むしろ定員の一定のパーセントを超えますと、いろいろな制約が文科省からかかります。そこに至らない程度のところで切る方がむしろ大変というのが今の状況です。今のところは非常に人気が高くて、年度ごとの変動は少しございますが、高い人気を継続しているような状況です。

将来にわたってどうするのかというのがございますが、将来については、圧倒的に子どもの数が減ります。これは芸短だけではなくて、県内大学全てでどうしてやっていくのかということを検討しなければならないということで、いろんなCOCであるとか、大学間の連携した協議会がございますので、その中で共通課題として議論を今始めているところです。もちろん、非常に学生が減った時に定員をどうするかというのは、将来的には何十年か先にはなりますが、

課題として出てくるものと考えております。

吉岡副委員長 全国的に大学も存続をかけて頑張っております。すばらしい施設整備もされていますし、学生さんもすばらしいと思いますので、県民全体で支えていきたいなと思っております。なお一層の取組をお願いします。

磯田政策企画課長 さきほどの受託事業の権利につきましては、実はケース・バイ・ケースという扱いのようで、大学として何らかの受託費、基本的には無料だとやりづらいところがあります。いただくことはありますが、いただいた場合には、学生にはコンペの賞金という形で一部をあげるようにしているということでございます。

原田委員 簡潔で結構です。大分フットボールクラブなんですけど、トリニータ、今3位ですよ。私は来年が楽しみだなと思っているんですけど、J1の審査基準ですかね、財務の方もとても厳しいという話を聞いています。このままいって自動昇格になるか、プレーオフになるか分からないですけど、そうなったときに、J1の加入については全く問題ないのでしょうか。それを確認させてください。

高屋芸術文化スポーツ振興課長 大分フットボールクラブは12ページになりますが、固定負債は今ゼロで、債務超過がない。あとは、スタジアムの基準を満たしているので、J1には上がれます。

原田委員 もう一つ、ファンドが入っていますよね。その分は大丈夫なんですか。

高屋芸術文化スポーツ振興課長 ファンドは、大体あと残りが2割ぐらいで、8割ぐらい返したんですが、ファンドは負債でカウントしませんで、利益剰余金になります。ファンドが減っていけば現金が減るということですので、利益を出した分、買い戻すというのが来年ぐらいに終わって、あとは株式をどうやって増やしていくかというのはあります。

原田委員 あとはチームの頑張りに期待します。

井上（明）委員長 ほかに御質疑もないようですので、諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

それでは、以上をもちまして、企画振興部関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れさまでした。

ここで、暫時休憩します。

〔企画振興部退室〕

午後3時51分休憩

午後3時57分再開

井上（明）委員長 これより、国民文化祭・障害者芸術文化祭局関係の審査に入ります。

執行部から報告の申出がありますので、これを許します。

土谷国民文化祭・障害者芸術文化祭局長 委員の皆さま方には、平素より文化祭の開催につきまして様々な御指導、御助言をいただきありがとうございます。

10月6日の文化祭開会式典まで残すところ17日となりました。現在、各事業におきまして準備も最終段階にさしかかっており、本日は、その状況を報告させていただきます。

残された期間、ぬかりなきよう準備を進めてまいりますので、引き続きよろしく申し上げます。

また、それに先立ち9月29日には一足早く障がい者アートの祭典が開会します。

県議会及び総務企画委員会の委員の皆さまには開会式典への御参加や期間中の御観覧をお願いしているところであり、開会式典の御参加とあわせてどうぞよろしく申し上げます。

秋月事業推進課長 1ページを御覧ください。開会式・オープニングについては、10月6日土曜日の17時から約2時間を予定し、i i c h i k o総合文化センターグランシアタ等の芸術文化ゾーンで行います。

プログラムは、①のプロローグから④のエピローグまでの四つの構成とし、その後、歩行者天国会場で記念アトラクションを行います。

右上を御覧ください。総司会は女優の賀来千香子さんです。NHKアナウンサーとともに進行します。

プロローグ演奏曲は、芸術文化短期大学名誉教授の河野先生が作曲した「響天」です。自然の神秘的な気配や人の生き生きとした姿などをイメージした楽曲となっております。

オープニングステージは、演出・振付を担当している穴井豪さんの指導のもと、一般公募を含めた総勢300名以上の出演者が本番に向けて、最後の仕上げの練習を行っているところです。

なお、式典・オープニングステージは、NHK大分放送局が県内生中継を行うこととしており、さらにダイジェスト版が10月20日全国放送される予定です。

2ページを御覧ください。歩行者天国でのイベントについて御説明します。当日は、県立美術館前の国道を歩行者天国にして、15時から20時30分まで実施します。

プログラムについては、まず①ですが、15時からラジオの公開生放送やアーティストによる子ども向けワークショップなどが行われます。また、お茶席や足湯、ふるまい鍋などによる大分らしいおもてなしも行いたいと考えております。

次に②ですが、17時から、グランシアタで行われる式典等を大型ビジョンで生中継します。そして、その後披露されるオープニングステージは、ダンスなどが屋外でも展開されます。

③を御覧ください。オープニングステージ終了後は、記念アトラクションを行います。デジタルアーティストの長谷川章さんによる空間照明アート「デジタル掛け軸」を大分県立美術館に投影し、会場を彩ります。そして、幻想的に彩られた会場の中で、賀来千香子さんやタップダンサーのHIDEBOHさんが、トークやパフォーマンスを行います。さらに、ヴァイオリニストの宮本笑里さん、バンドネオン奏者の小松亮太さんによるミニコンサートも行われます。

この他、飲食・文化祭関連ブースの設置も行います。

3ページを御覧ください。フィナーレ・閉会式です。11月25日日曜日の13時から約3時間を予定しており、グランシアタで開催しま

す。

プログラムについては、①のフィナーレステージから④のグランドフィナーレまでの四つの構成となっており、①のフィナーレステージ「大分の山々巡行」は、大分県芸術文化振興会議を中心とした実行委員会が、舞踊台本・演出・振付を担当する藤間蘭黄さんらとともに今準備を進めているところです。

また、④のグランドフィナーレについては、DRUM TAOに演出等をお願いしているところです。

10月5日まで一般入場者を募集しており、多くの方々に御応募いただきたいと願っております。

4ページを御覧ください。市町村実行委員会事業についてです。

今回の大会では、県内市町村を五つのゾーンに分けて、テーマに沿った事業を展開していくこととしています。

現在準備が進められているところですが、その中から主な事業を御説明します。

まず出会いの場、大分市で開催されます「豊後ノ國 府内薪能」を御紹介します。

この事業は、観世宗家や狂言方の野村萬斎さんなど、一流の能楽師による流派を超えた能楽公演です。立体造形の老松や多言語字幕サービスなど、伝統芸能と最新技術のコラボレーションも見どころとなっています。

現在、出演予定の子どもたちが月2回のペースで練習に励んでおり、老松の制作も順調に進んでいるところです。

その下、祈りの谷、宇佐市の「神と仏の祭典」を御紹介します。

この事業は、デジタルアートや竹灯籠等、宇佐神宮を舞台に光のアートを展開するとともに、雅楽とダンスで祈りの文化を表現するものです。

現在、竹灯籠の制作や、市内小中学生による「願い事カード」の作成が進んでいます。また先月には若者に人気のダンサーEXILEのUSAさんの出演も決定したところです。

右上、豊かな浦、津久見市の地球の歴史と繋がる宇宙ロマンを御紹介します。

この事業は全国の合唱団による「合唱の祭典」や宇宙をテーマとしたフレスコ画の展示、宇宙塵が眠る網代島での現地説明会等を行うものです。

現在、県内外から15団体が出演することが決定しており、地元の「樫の実合唱団」も練習に励んでいるところです。またフレスコ画の制作も完了し、展示に向けた最終調整を行っています。

そのほか、耕す里では豊後大野市の「巨大寝ころび招き猫」、水の森では九重町の舞台公演「大河を遡る」など、県内各地の市町村で、地域住民も巻き込みながら、展示物の制作やステージ練習が大詰めを迎えています。

続きまして、障がい者アート事業について御説明します。

5ページ目の展示事業の一番上、障がい者アートの祭典の①大分の障がい者アートの歩みについてです。

10月6日の開幕に先立ち、9月29日から県立美術館で開催されるこの展覧会は、県内の障がい者が制作した数々の作品を御覧いただけます。

平成8年から始まり、障がい者の創作活動の発表の場として定着しているときめき作品展の大賞受賞作品をはじめ、障がい者福祉施設や特別支援学校等を訪問調査する中で見つけた優れた作品、高山辰雄賞ジュニア美術展に特別支援学校から出品された中から入賞作品を展示します。

そのほか、全国からの公募作品や国際コンクールの入選作品、直接触ることができる作品など多彩な作品を御覧いただけます。

次に、6ページ目をお願いします。

下から二番目の二重マル、誰でも楽しめる映画館についてです。

劇場での暗さや大きな音等に対する不安、周囲に迷惑をかけるのではないかとといった心配から、劇場鑑賞を控えている障がい者とその御家族を対象に行うイベントです。実際の映画館で、照明の明るさや音の大きさ、移動支援など様々な鑑賞サポートを行い、安心して楽しんでいた

だく上映会を実施します。

次に、7ページ目をお願いします。

一番下の全国連携事業についてです。

全国の関係者にお集まりいただき、先進事例の紹介や意見交換を行う障がい者アートフォーラムを開催します。

基調講演には、障がい者アートのボランティアを長年続けている、東ちづるさんを講師としてお迎えするほか、全国各地で活躍されている支援者等によるパネルディスカッションや発表の場づくり、商品化等をテーマとした分科会を行います。

こうした取組により、アートを通じた障がい者の自立と社会参加を促進してまいりたいと考えています。

岡田企画・広報課長 観光・おもてなしについて御説明させていただきます。

資料8ページをお開きください。

今回の文化祭においては、重点的取組の一つとして、文化祭事業にあわせて地域の食や体験を組み込んだカルチャーツーリズムを推進しています。昨年度から、素材調査やブロック別検討会等を実施してきましたが、7月からトラベルセンターでバスツアーの販売を開始しています。各ゾーンを周遊するツアーやアートガイド付きのツアーなど多くのコースを設定しており、新聞折り込みチラシ等でお知らせしているところです。また、障がいのある方にも参加しやすいツアーも用意しましたので、ぜひ、多くの方に参加いただきたいと考えています。

また、新たな取組として、スマートフォンのアプリを利用したスタンプラリーも実施します。県内の多くの企業等に御協力をいただき、400名以上に豪華景品が当たる企画となりましたので、これについても、多くの方に御参加いただき、文化祭事業とあわせて県内の周遊をお楽しみいただきたいと思います。

次に、おもてなしの取組です。まず、ボランティアについてですが、運営をお手伝いいただくために320名の募集をしたところ、定員を上回る360名以上の申込みをいただきました。8月には、おもてなしについての研修を実施し

たほか、9月には、担当業務別の説明会を実施することとしています。

また、市町村担当者や宿泊事業者職員へおもてなし研修を実施し、今回の文化祭に多数訪れることが予想される、障がいのある方に対する心遣い等について学ぶ機会を設けました。さらに、多くの方をお迎えするであろうタクシードライバーに対しても、ユニバーサルドライバー研修の開催を支援するなどの取組を行ってきました。

次に、資料9ページを御覧ください。タクシーについては、県内全ての車両に文化祭のおもてなしステッカーをお配りしています。これは、タクシー協会それから個人タクシーにもお配りし、全車貼っていただくようお願いしています。

さらに、文化祭の概要や障がいのある方への接遇における留意点等をまとめたおもてなしブックを作成しました。タクシー、バス、宿泊施設等に配布するほか、運営ボランティアにもお配りしています。

県外参加者への宿泊や交通の手配を行うトラベルセンターについても、4月に設置して以降、既に多くの申込みをいただいているところです。

県外からの来場者への案内対応としては、空港、大分駅及び別府駅に、土日祝日に案内所を設置し、文化祭情報や観光情報等を提供します。

また、おおいとうつくし推進隊等による美化活動やプランターの設置等を通じて、おもてなしの気持ちを伝えていきたいと考えております。

最後に、文化祭開催期間中の危機管理についてですが、県から危機管理の基本的考え方を示して各市町村に説明しており、現在、各市町村において、会場やイベントの内容に即した危機管理マニュアルを作成しているところです。

それから、お手元にお配りしているものについて簡単に御説明します。英語版のCULTripが完成しました。これから、県内あるいは県外の関係各所にお配りして、さらに広報活動を続けていきたいと思っております。

また、広報の関係につきましては、テレビコマーシャルが今週から再度復活しております。

来週には、テレビコマーシャルの内容を改めて、開幕間近のバージョンに変更していきたいと考えております。それ以外にもラジオCMそれから新聞の広告等も開幕に向けて力を入れていきたいと考えております。

井上（明）委員長 ただいまの報告について、何か御質疑はありませんか。

吉岡副委員長 質疑ではないですが、せっかくこれをいただいたんですけど、私たちも車につけたりとかして、PRしてもいいんでしょうかね。（「それは構いません。」と言う者あり）

井上（明）委員長 ちょっと一つ、これは英語版ができたというのは、日本語版も当然あると。

岡田企画・広報課長 以前、CULTripという小冊子を作っておりまして、その中から外国人の方に分かりやすい内容ということでピックアップした事業を今回まとめたものを作成しました。ですから、現代アート系と日本の伝統芸能のものがございます。

井上（明）委員長 カルチャーの旅。

岡田企画・広報課長 はい、そうです。このCULTripという表題は前回作ったものと同じものです。

阿部委員 もういよいよ始まるんだけど、県下どの程度まで広報が行き渡っているという感じですか。

岡田企画・広報課長 先日、大分市で七夕祭りがございました。そのときに商店街の飾り付けを見させていただいたんですけど、その中でも大茶会というマークの飾り付けが4か所ぐらいございました。また、山車もかなり回っていたんですけども、その中にも大茶会の旗を持ったりとか、あるいは茶会の赤いマークをつけていただいた山車が、こちらから特にお願いしたわけではないんですけど、自発的にやられているという状況がございました。これは結構、いろんな方、企業や商店街の方も含めて、皆さんに伝わってきたのかなという気はしております。

また、各市町村でも、それぞれの市町村の事業内容を市報等々でかなり出していただいている現状がございますので、そういったことで各

市町村の住民の方は、それぞれの地元の事業をかなり分かっていただいているんじゃないのかなという気がしております。

最後の追い込みとして、さきほどもちょっと申し上げましたけれども、テレビコマーシャルとか、新聞の広告ですかとか、そういうのは最後にまた頑張ってお出していきたいと思っております。

阿部委員 いずれにしても、始まり出したらどうのこうの言ったってしょうがないことですから。始まるまで皆さん方がそれぞれを追い込みながら、どんどん広がって行って、もう終わってしまったら、努力をしてくれと言ったってしょうがないんだからね。

一点だけね、私はいつも言っているんだけど、さきほど企画振興部の方でこのマークは大分県の芸短の学生がデザインしたんですよという説明があったけど、知らない人がたくさんいる。私もその中の一人なんだけど、大分県立芸術文化短期大学でありながら知らないね。大変申し訳ないんだけど、大茶会といたから、何か茶会があるのかなという、まだそういう思いがある。これが先に出たものだから、茶会が県下それぞれであるんだとか、そういうイメージがある意味で、いいのか悪いのかは別にして定着している。そういうところも含め、知っているということは、変える余地があるわけだから、まだまだ、1日であっても、まだ1日あるというぐらいで、ぜひ努力をしてください。よろしくをお願いします。我々もやらなきゃならないんですけどね。一緒になってやっていきましょう。
〔「ありがとうございます」と言う者あり〕

井上（明）委員長 ほかに御質疑もないようでありますので、諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上（明）委員長 それでは、以上をもちまして、国民文化祭・障害者芸術文化祭局関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れさまでした。

〔国民文化祭・障害者芸術文化祭局退室〕

井上（明）委員長 これより、内部協議を行います。

閉会中における本委員会の所管事務調査について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

井上（明）委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることといたします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上（明）委員長 別にないようですので、これもちまして、本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。